令和 8 年 11 月 20 日
箕面市教育委員会事務局学校教育部放課後支援課

箕面市習い事・塾代等助成事業業務委託に係る質問書に対する回答

項番	項目	質疑事項	回答
1	資料 1 3(3)、4(1)ア	子ども 1 人当たりの助成額（年額または月額の上限）をご教示ください。また「共通利用枠」と「みのお地域クラブ利用枠」の各金額、枠間の融通の可否、未使用額の月次・年度繰越の可否をご教示ください。	子ども 1 人あたりの助成額、「共通利用枠」及び「みのお地域クラブ利用枠」の金額は、令和 9 年第一回箕面市議会定例会で議決されるため、現時点では未定です。 「共通利用枠」では、みのお地域クラブを含む全参画事業者で利用できますが、「みのお地域クラブ利用枠」はみのお地域クラブにかかる費用のみ利用することを想定しています。 月額支給の場合は月次繰越、年額支給の場合は未使用額の年度繰越はできません。
2	資料 1　3(4) 説明書 1(6)	クーポン原資は委託料に含まれず、市が参画事業者へ直接支払うとの理解でよいか。予定価格 145,454,545 円（税抜）は運営経費のみとの理解でよいか。	クーポン原資は委託料には含まれません。 本市が参画事業者に直接支払います。
3	資料 1 全般	見込み作業量をご提示ください。①年間クーポン利用（請求）件数、②カード型クーポン想定発行枚数。	①新規事業のため、具体的な数値をお答えすることはできませんが、他市状況を参考にすると、60%～70%ほどの利用件数が確認でき、箕面市の対象者数で計算すると、3,000 件～3,500 件程だと考えられます。 ②新規事業のため、具体的な数値をお答えすることはできませんが、他市状況を参考にすると 1～3 枚程度を想定しています。
4	資料 1 4(1)ア、9(2)	システム構築期限が 4(1)アでは「令和 9 年 1 月末まで」、業務スケジュール(2)では「令和 9 年 2 月末まで」と相違しています。どちらを正とするか。	「令和 9 年 1 月末まで」を正としてください。 資料を修正しています。
5	資料 1 4(2)ウ	電子クーポンの「交付時期・頻度（年度、半年、四半期等）を	交付時期については、現状変更の予定はございません。変更が必要になった場合別途協議させてい

		変更できるシステム」について、契約期間中に実際に変更を行う予定があるか。変更する場合の事前通知時期の目安をご教示ください。	ただきます。
6	特記仕様書第9条･第12条	施錠可能な保管庫での保管、持出禁止、複製禁止、台帳整備、預り証の提出について、クラウド環境で稼働するシステム上の電子データにどこまで適用されるか。紙媒体・可搬媒体に限定した運用でよいか。	電子データの扱いについては「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」のとおりです。 サーバーの設置場所を厳重に管理する、持ち出しは禁止、複製も必要最低限、管理台帳は必要となります。 物理的に運ばない場合不要となるのは預り証のみとなります。
7	資料1 4(2)ア	受注者が従前から保有するパッケージ・ソースコード・ノウハウの著作権は受注者に留保され、市には利用許諾を付与する整理でよいか。	お見込みのとおりです。
8	資料1 4(2)ア	助成対象者名簿の提供方法・頻度・項目・授受手段（セキュア電子媒体か庁内受渡か）をご教示ください。	本市が基本情報をCSVで出力し、電子媒体に確認で毎月お渡しする予定ですが、授受方法については契約後協議いたします。 項目については、契約後協議をさせていただきますが、対象者氏名・生年月日・住所・保護者氏名を想定しております。
9	資料1 4(1)ア	「みのお地域クラブ」の既存システム（申込・会費収納等）との連携は必要か。必要な場合、連携方式およびインターフェース仕様の提供時期をご教示ください。	みのお地域クラブでは、現在システムは使用しておりません。
１０	資料1 4(3) 4(7)(イ)	口座振込データの提出期限が4(3)では「翌月9開庁日目まで」、4(7)(イ)では「毎月10開庁日目まで」と相違しています。どちらを正とするか。あわせて参画事業者からの請求受付の締切日をご教示ください。	口座振込データの提出期限は毎月10開庁日目までとし、参画事業者からの請求受付の締切日は5開庁日までとします。 必要に応じて、契約後別途協議させていただきます。 資料を修正しています。

１１	資料１ 4(4)、4(5)	①コールセンターの「令和８年２月頃以降受付」は令和９年２月の誤記か ②アンケート報告書の作成年度「令和８年度及び令和９年度」は令和９年度・令和 10 年度の誤記か。	誤記です。 資料を修正しています。
１２	資料１ 4(2)ア 5 ページ	①推奨 OS の「Windows10 以上」は、サポート終了ソフトを利用しないとの要件と整合しないため、Windows11 以上への読み替えでよいか ②「プライバシーマークの x 認証」の正しい要件をご教示ください ③資料２の項番 12 が欠番ですが、記載漏れか意図的な欠番か。	①お見込みのとおりです。 ②ご指摘の箇所は誤記であり、正しくは「プライバシーマークの認証を取得していること」です。なお、認証の有効期限内であることを要件とします。 ③記載漏れです。 資料を修正しています。
１３	資料１ 2、4(3)	契約期間は令和 11 年３月 31 日までですが、令和 11 年３月利用分の請求審査・振込データ作成（4 月以降に発生する作業）の取扱いをご教示ください。	滞りなく業務を遂行できるよう事業者間で調整ください。
１４	説明書 7(4)、 資料４	提案書(様式 26-1／26-2 の特定提案を含む）のページ数上限、用紙サイズ、任意様式の体裁、および「課題作品」として提出すべき具体的な成果物（チラシ案、画面イメージ等）をご教示ください。	特に指定はございません。 貴社の強みが分かるものをご提出ください。
１５	資料１８ 人員体制	同事業ノウハウの共有を目的として、本事業のコールセンター及び審査スタッフが別業務（習い事事業）を一部兼務することは差支えないでしょうか。	こちらからの規定はございませんが、別途協議の上、業務に支障が及ぼさない範囲について差し支えございません。
１６	入札説明書 P2(6)予定価格	入札価格は１４５,４５４,５４５円（税抜き）とあるが、クーポンの総発行額は含まれた金額を予定価格としているか。	項番２番のとおりです。

		その場合、クーポン総発行額をご教示いただきたい。	
１７	仕様書 P2（３）助成の対象となる費用	本事業の対象者への総助成額（クーポン発行原資）をご教示いただきたい。 また、１人当たりの助成上限額など条件があるか。	総助成額、１人当たりの助成上限額などは、令和９年第一回箕面市議会定例会で議決されるため、現時点では未定です。
１８	仕様書 P2（４）事業スキームカード型クーポンについて	カード型クーポンの発行数は何件ほど想定しているか。	項番３番のとおりです。
１９	仕様書 P3 参画事業者申請時の提出書類について	参画事業者の申請時に必要な書類は具体的にどのような書類を想定しているか。登記簿謄本や開業届などの提出を求める想定か。	振込先確認書類、事業実態確認書類（法人の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し、直近の所得税確定申告書の写し等)、印鑑証明等です。
２０	仕様書 P3 共通利用枠とみのお地域クラブ利用枠について	共通利用枠とみのお地域クラブ利用枠とは具体的にどのような内容になるか。詳細をご教示いただきたい。発行する全てのクーポンで利用枠が設定あれるのか。	箕面市の事業の一つである「みのお地域クラブ」の参加促進のため、助成金の一部をみのお地域クラブでしか使うことができないものを「みのお地域クラブ利用枠」としています。「共通利用枠」とは、みのお地域クラブを含むすべての参画企業で利用することができるものを指します。 すべてのクーポンに利用枠の設定があります。
２１	仕様書 P3 参画事業者の目標登録数について	参画事業者の目標登録数は 150 か所以上とあるが、本事業の対象となりえる事業者のリスト等は受託後に連携いただけるか。	みのお地域クラブの一覧は利用枠の設定のためお渡しすることはできますが、その他参画事業者のリストはございません。その他の参画事業者の新規開拓は委託業務となります。
２２	仕様書 P6 参画事業者の申請受付開始日について	事業者の申請受付は１月中に開始する想定であるか。	お見込みのとおりです。
２３	仕様書 P6 電子クーポン	交付申請受付は 4/1 から開始する認識で相違ないか。	申請受付は令和９年４月１日から利用できるような準備を進めてください。

	の交付申請について	申請時にどのような申請項目を想定されているか、ご教示いただきたい。 また、申請者からマイナンバーや運転免許証などの本人確認書類で本人確認を行う必要があるか。	申請項目について規定はございませんが、本市が対象者の基本情報をお渡ししますので、基本情報と照合し、本人確認ができる項目を設定してください。
24	仕様書 P6 案内通知の郵送について	案内通知の発送方法は簡易書留など送付方法の指定はありますでしょうか。	指定はございません。
25	コールセンターの開設日について	コールセンターの開設期間が2/1以降の平日からと記載があるが、参画事業者の申請受付は1月頃開始との記載がある。事業者の申請受付開始日とコールセンターの開設日を揃える必要はないか。申請が始まると問い合わせも増えると考えている。	メール対応や事務所の電話番号で対応できる場合は、開設日をそろえる必要はありません。
26	コールセンター専用電話回線について	利用者からの問い合わせ窓口と事業者からの問い合わせ窓口で専用回線を分ける必要があるか。	分ける必要はありませんが、利用者と事業者を誤って案内しないようご対応ください。
27	Web サイトの構築について	参画事業者申請が1月頃と記載があるが、事業者申請はWEBサイトからは受け付けない想定なのか。 コールセンターも2月開設の記載があるが事業概要等はどのように周知していく想定かご教示いただきたい。 WEBサイトを公開するまでは市のHP等での周知を想定していますでしょうか。	Webサイトからの申請を受け付けることが望ましいですが、Webサイト完成までは、オンラインフォーム等を活用し、1月頃から随時、参画事業者からの申請を受け付けてください。 事業立ち上げ時の周知について市HPに掲載などご協力します。
28	委託仕様書	1人あたりの助成額（年額また	項番1番のとおりです。

	p.6 (2)受給者への電子クーポンの交付等	は月額）と、助成金の年度ごとの予算額（予定）。(2) 交付の頻度と、1回あたりの交付額	
２９	委託仕様書p.5 ア 電子クーポンシステムの構築（その他）	「受給者が参画事業者と対面せず、クーポンを利用ができる等」とありますが、利用の方式（店舗側でのQRコード読み取り、利用者側でのコード読み込み等）に指定はありますか。想定されている方式があればご教示ください。	指定はありませんが、参画事業者、助成対象者が容易に使える仕組みを想定しています。
３０	委託仕様書p.2 (3) 助成の対象となる費用／p.7 (3) 参画事業者からのクーポン請求額の審査	対象経費（ア～カ）に当たるかどうかは、参画事業者の登録審査や運営マニュアルなどの運用で担保し、システムで費目ごとに区別して管理することまでは求められていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
３１	委託仕様書p.2 (4) 事業スキーム（カード型クーポン）	カード型クーポンの発行枚数（または対象者に占める割合）の想定があればご教示ください。	項番3番のとおりです。
３２	委託仕様書p.2 (3) 助成の対象となる費用／p.3 4(1)ア 習い事教室の登録システムの構築、管理等	助成対象経費に「エ 道具、教材、教具」「オ ユニフォーム、制服」が含まれていますが、参画事業者は「習い事教室」とされています。教室で販売していない用品を、スポーツ用品店などの店舗で購入した場合も助成の対象になりますか。また、そうした店舗も参画事業者と	お見込みのとおりです。

		して登録できる想定でしょうか。	
３３	委託仕様書 p.6 イ 申請に対する審査	申請に対する審査は、助成対象者名簿との照合により行う想定と理解しております。申請時の本人確認として、マイナンバーカードによる認証（公的個人認証）等は必要でしょうか。また、申請時に入力する項目（氏名、生年月日、住所など）の想定があればご教示ください。	項番 23 番のとおりです。
３４	委託仕様書 p.3 ア 習い事教室の登録システムの構築、管理等	その他に記載がある「共通利用枠」とはどういった枠を想定しているか具体的にご教授ください。	項番 1 番のとおりです。
３５	業務仕様書 p.3 イ 習い事教室の開拓・募集・登録	参画事業者を広く募るために、みのお地域クラブ以外に箕面市に所在する該当施設の事業者リスト等を共有いただく事は可能でしょうか？	項番 21 番のとおりです。
３６	業務仕様書 p.3 ア 習い事教室の登録システムの構築、管理等	募集要項の作成にあたって、参画希望事業者の参画要件として貴市で想定している事は所在している事以外に何かありますでしょうか？	所在地は要件としない想定です。 利用者からの要望に応じて新規開拓をお願いいたします。
３７	業務仕様書 p.7 (3) 参画事業者からのクーポン請求額の審査	円滑な請求対応を検討するうえで「貴市が指定する形式のデータを作成」は具体的にどのような形式を想定してますでしょうか？	形式は CSV データとし、必要項目は「住所」「債権者名」「金額」「金融機関コード」「金融機関店舗コード」「口座名義」「預金区分」「口座番号」になります。
３８	業務仕様書 p.8 (4) コー	コールセンターを設置する場所については貴市内で無い設	問題ございませんが、緊急対応等があった場合は、早急に当市にきて対応できる状況であるよう

	ルセンターの開設	置の検討でも問題ございませんでしょうか？	お願いいたします。
３９	業務仕様書p9 (6) 助成対象者への周知及び広報	未申請者への広報を実施するうえで貴市より助成対象者名簿にはどのような情報が入っておりますでしょうか？ （住所等の情報があるかないか）	項番８番のとおりです。
４０	業務仕様書p.3 イ 習い事教室の開拓・募集・登録	参画事業者から申し入れがあり、参画者として解除を要望された場合は受入れると考えますが、再度参画したいという申し入れがあった場合、可という考え方で問題ないでしょうか？	再度、参画要件に基づいて審査の上、適切であると判断した場合には、再度参画可能という想定です。
４１	業務仕様書p.2 (2) 助成対象者	今回の助成対象者については助成上限があると認識しておりますが上限額の定義は決まっておりますでしょうか？ また事業全体で使用できる助成額の上限もあればご教授ください。	項番１番のとおりです。 事業全体で使用できる助成額の上限は予算の範囲内です。 予算については各年度毎に議決されます。
４２	業務仕様書p.2 (3) 助成の対象となる費用	「カ：その他、箕面市が必要と認めるもの」とございますが、こちらの対象可否に関する判断時期は、事業者の申請時に受託者から貴市に相談をするイメージでしょうか？	お見込みのとおりです。
４３	業務仕様書p.2 (3) 助成の対象となる費用	参画事業者の対象要件が「学習塾その他事業者が提供する習い事サービス」とございますが、広義に習い事であれば対象事業者と判断して良いのか、それとも都度、貴市へ確認をさせて頂く方がよろしいでしょうか？	参画事業者の選定については募集要項に沿っている場合については、委託事業者様に委ねますが、判断に難しい場合は、箕面市に相談いただくようお願いいたします。

４４	資料１　仕様書 ４　業務内容 （４）コールセンターの開設、問い合わせ対応	専用電話回線は、ＩＰ電話回線(０５０番号)でも問題ございませんでしょうか。	すべての通信手段から連絡を取ることができる回線であれば、問題ございません。
４５	資料１　仕様書 ４　業務内容 （４）コールセンターの開設、問い合わせ対応	令和９年２月１日から令和11年３月31日において、想定される入電件数、架電件数およびそれぞれの応対時間について、ご教示いただけますでしょうか。	新規事業のため、想定される件数は不明です。 他市状況を参考にすると、毎月200件程度で、年度初めは件数が多くなる見込みです。
４６	入札説明書 p.4　3（6）	共同参加の場合、様式2～26-2は代表者に係る事項を記載するとされています。財務体質、事業者の実績、ISO認証、所在地などの定量評価項目は、どの事業者を対象に採点されますか	基本的には共同参加の代表者に係る事項を記載の上提出してください。 ただし、様式12～13、15、23～26-2のうち提案内容については、共同参加の代表者に加え構成員を含む提案とすることを可能とします。 資料を修正しています。
４７	資料４　評価項目 事業者の実績・能力／配置予定従事者の実績	「習い事・塾代等助成」、「部活動地域移行事業」それぞれの受託実績があれば、別々の地方公共団体からの受託であっても「同種業務」と認められるでしょうか。	お見込みのとおりです。
４８	資料４　評価項目 事業者の実績／配置予定従事者の実績	受託実績には、現在履行中の契約を含めてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
４９	資料４　評価	「保有する資格」「業務実績」	配置予定の従事者すべてを対象とします。

	項目 配置予定従事者の実績・能力（様式13）	「専門知識等」の3項目は、どの従事者を対象に評価されますか。	
50	資料4　評価項目 配置予定従事者の業務実績	配置予定従事者の業務実績には、当該従事者が現在の所属以外（前職など）で従事した実績を含めてよいでしょうか	問題ございません。
51	資料4　評価項目 福祉への配慮（様式17）	就職困難者の新規雇用について、備考に「雇用期間については、事案に応じて指定する」とあります。 本件で求められる雇用の開始時期と期間をご教示ください。	令和8年12月1日から令和11年3月31日までとなります。 様式１７の中に記載があります。
52	入札説明書 P.7　10(4)②イ	別途提出する「課題作品」とは、具体的に何を指しますか。提出部数も併せてご教示ください。	落札者決定基準の特定提案「習い事教室の登録等」「助成対象者への周知及び広報」のことになります。 提出部数は（正本1部、副本9部）の10部ご提出ください。
53	入札説明書 P.6　7(5)	提案内容に関するプレゼンテーション又はヒアリングは実施されますか。	実施の予定はございません。
54	入札説明書 P.10 15(13)(14)	本入札において、積算内訳書の提出は必要でしょうか。	必要と定めておりませんが、年度毎の内訳書ご提出いただけますと幸いです。
55	入札説明書 P.5　6、P.10 15(12)	本入札に最低制限価格又は設定されていますか。	設定はございません。
56	入札説明書 P.2　1(2)(6)	委託料の支払時期と、年度ごとの支払限度額の有無をご教示ください。	支払時期は当該年度終了後の請求を持って行います。 年度ごとの支払上限については、 令和8年度20,000,000円（税込み） 令和9年度70,000,000円（税込み） 令和10年度70,000,000円（税込み）

			となります。
５７	資料１ 仕様書 3(3)(4)、4(1)ア	クーポンの交付額と、「共通利用枠」「みのお地域クラブ利用枠」それぞれの金額をご教示ください。	項目１番のとおりです。
５８	資料１ 仕様書 4(2)ウ	運用開始時点で想定されているクーポンの交付頻度と有効期間をご教示ください。	項番１番のとおりです。
５９	資料１ 仕様書 3(2)	助成対象者(対象生徒4,823人)について、対象となる条件をご教示ください	箕面市在住の全中学生の保護者です。
６０	資料１ 仕様書 4(2)ウ(イ)	年度途中の転入などにより対象となった場合、又は転出などにより資格を喪失した場合のクーポン額の取扱いをご教示ください。	年度途中に転入してきた対象者については、都度按分した額のクーポン発行を想定しております。 転出については、転出した時点よりクーポンの利用が停止されます。
６１	資料１ 仕様書 4(1)イ　登録要件	登録要件として「別紙、募集要項のとおり」とありますが、公表資料に見つけられませんでした。所在についてご教示ください。	募集要項は現時点で作成できておりません。 契約を締結した後に、委託業者と協議の上、作成予定です。
６２	資料１ 仕様書 4(1)イ	参画事業者として登録できる事業者の範囲をご教示ください。	現状は、①中学を対象に含むサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間の事業者等（法人、任意団体、個人事業主等を含む）である②提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けている③代表者が明確であり、本事業の遂行能力が見込まれるものであること等を想定しております。
６３	資料１ 仕様書 4(1)イ　目標登録数	目標登録数「150か所以上」について、達成を目指す時期をご教示ください。また、教室（拠点）単位でのカウントか、事業者（法人・団体）単位のカウントかについてもご教示ください。	令和９年度終了時点の目標数値になります。 カウントについては、教室単位のカウントを想定しております。
６４	資料１ 仕様	目標「クーポン利用率50%以	対象者全体の助成額に実際の対象者全体の利用

	書 4(6)ア　目標	上」の算定方法をご教示ください。	額が 50%以上を目標としております。
６５	資料１ 仕様書 4(1)ウ	参画事業者の登録にあたり、こども性暴力防止法に基づく認定の取得は要件となるでしょうか	現時点で、要件には考えておりません。
６６	資料１ 仕様書 4(4)　開設期間	「システム等の変更に関する問合せについては令和８年２月頃以降受付を行うこと」とありますが、「令和９年２月以降」と読みかえてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
６７	資料１ 仕様書 4(5)　実施方法等	効果検証の報告書は「令和８年度及び令和９年度に作成すること」とありますが、「令和９年度及び令和 10 年度」と読みかえてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
６８	資料１ 仕様書 4(3)　、4(7)(イ)	口座振込データの提出期限は、4(3)では「利用月の翌月９開庁日目まで」、4(7)では「毎月 10 開庁日目まで」と記載されています。どちらが正でしょうか。	項番 10 番のとおりです。
６９	資料１ 仕様書 4(2)イ・ウ	助成対象者名簿について、初回の提供時期、形式をご教示ください。	項番８番のとおりです。 初回は、２月末頃を想定しております。
７０	資料１ 仕様書 3(4)、4(2)ウ(エ)	カード型クーポンの交付数について、想定件数をご教示ください。	項番３番のとおりです。
７１	資料１ 仕様書 4(2)ア　システム要件	推奨 OS が「Windows10 以上」とされる一方、開発元のサポートが終了したソフトウェアは利用しないと定められています。Windows 10 の取扱いをご教示ください。	項番 12 番のとおりです。
７２	資料１ 仕様書	稼働率 99.9%及び「24 時間 365 日無停止」の算定において、事	事前に対象者、参画事業者に案内の上、できるだけ業務に支障が無いと想定される時間に行って

	4(2)ア　運用保守要件(ア)	前に通知した計画的なメンテナンスによる停止時間の取扱いをご教示ください	ください。
７３	資料１仕様書 4(2)ア　その他	発注者に提供する管理システムのアカウント数の想定をご教示ください。	管理も含めて委託業務に含まれております。 発注者ではシステムの管理は行いません。
７４	資料２選定要件 項番 11～13	項番 11 の次が項番 13 となっており、項番 12 の記載がありません。欠番の認識でよろしいでしょうか。	項番 12 番のとおりです。
７５	入札説明書 ５（３） 提案書関連書類	入札時に提出する提案書に必要な資料等の様式、枚数に制限はございますか？	項番 14 番のとおりです。
７６	委託仕様書 ３（２） 助成対象者	保護者への助成額は一律の認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 ただし、転入者については、転入時期に応じて按分した額を助成いたします。
７７	委託仕様書 ３（３） 助成の対象となる費用	参画事業者の例として、みのお地域クラブ、学習塾他などと記載があるが、みのお地域クラブと、他の事業者で助成費用の差はございますか？また、区別が必要でしたらご教示ください	項番１番のとおりです。
７８	委託仕様書 ４（２） 電子クーポン交付に関する業務	発注者から交付される助成対象者名簿は、いつ頃交付されるか予定でしょうか？また、受託後、定期的に交付される認識でよろしいでしょうか？	項番８番のとおりです。
７９	委託仕様書 ４（２）イ 申請に対する審査	4/1 から電子クーポン利用可能にしようとすると、２月頃に仕様確定、交付、３月に勧奨・審査のようなスケジュールでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
８０	委託仕様書 ４（３）	作業内容で、助成対象外の支払いが発生した場合、返還に必要	参画事業者から実績報告を受け、助成対象外の費用が入っていないか等の審査の上、委託業者が請

	参画事業者からのクーポン請求額の審査、口座振込データ作成等	な確認や処理とは、どのような内容でしょうか？（例：返還請求処理を対応する等でしょうか？）	求データを作成し箕面市にご提出いただきます。 誤って、対象外の費用を支払った場合には、返還請求処理を行なってください。
８１	委託仕様書 ４（４） コールセンターの開設、問合せ	令和９年2/1～開設と記載されているが、システム変更などは、令和８年２月以降と記載がございます。 これは、コールセンター開設以前の変更のためご想定や意図がございましたら教示ください。	誤記です。 資料を修正しています。
８２	委託仕様書 ４（７） 報告	月次報告を７開庁日までとのことであるが、月単位の締め日は当月末日ではなく、当月25日など変更の協議を行うことは可能でしょうか？	原則月単位の締め日の場合は、月末締めでお願いいたします。
８３	委託仕様書 ５． 履行期間終了時の引継ぎ業務内容	（１）～（４）項目例などは記載されているが、媒体やファイル形式に指定はないのか？	指定はございません。 引き継ぎ先の業者と協議の上決定してください。